

令和元年10月7日  
こども未来部こども家庭支援課

## 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について

### 1 概要

消費税が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

### 2 事業内容

- (1) 支給対象者（以下のすべての要件を満たす者）
  - ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
  - ②基準日において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない者
  - ③基準日において、事実婚をしていない者または事実婚相手の生死が明らかでない者
- (2) 支給対象者数  
400人（見込み）
- (3) 支給額  
17,500円
- (4) 申請受付期間  
令和元年8月中旬～令和2年2月3日（月）
- (5) 支給時期  
令和2年1月～3月（児童扶養手当の1月期定例払い、2月・3月期特例払いと同時期）
- (6) 処理スケジュール

令和元年7月11日	区報掲載（周知）
8月上旬	対象者あて申請書を送付
8月中旬	申請受付開始
12月	審査・支給決定
令和2年1月上旬	決定通知の送付、及び支払い（口座振込）開始
- (7) 基準日  
令和元年10月31日

### 3 周知方法

こうとう区報（7月11日号）、区ホームページへの掲載、及び窓口個別案内やチラシ配布等を実施。

対象者へ申請書、及び申請用案内チラシを送付。